

## 生活経営士® 登録規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人安心R住宅推進協議会（以下、「当協議会」）が認定する生活経営士®（以下、「生活経営士®」）の登録について定める。

### (登録)

- 第2条 当協議会が実施または認定する消費者の住生活に関する相談対応に必要な心構えや知識を習得するための研修（生活経営士®養成研修）を受講した者は、別に定める様式にて申請することにより、生活経営士®として当協議会に登録することができる。
- 2 当協議会は、前項に規定する申請があった時は、生活経営士®登録簿への登録（以下、「登録」）を行なう。但し、次のいずれかに該当する者は、この限りではない。
- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - (2) 破産者で復権を得ない者
  - (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約に関する法律第2条2号所定の本人であって同法第4条1項の規定により任意後見監督人が選任されている者、のいずれかに該当する者
  - (4) 反社会的勢力（暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者）およびこれらの者の関係者のいずれかに該当すると当協議会が判断した者または該当する恐れがあると当協議会が判断した者、あるいは該当しなくなった時から5年を経過しない者
  - (5) 過去に会費未納等により当協議会の会員としての資格を喪失した個人もしくは法人役員
  - (6) 過去に当協議会から除名処分を受けている個人もしくは法人役員
  - (7) 社員総会において著しく不適切と認められた者

### (名称の使用制限)

第3条 登録を受けていない者は、「生活経営士®」の名称を使用することはできない。

### (登録の有効期限)

第4条 登録の有効期限は、登録した日から2年を経過する日とする。

### (登録の申請期限)

第5条 登録の申請は、別に定める日までに行なうことができる。

### (登録料)

第6条 登録料は、次の通りとする。

- (1) 新規登録時 1人あたり1万円

(2) 更新時 1人あたり5千円

(登録者証の交付)

第7条 当協議会は、登録を受けた生活経営士®に対し、認定カード（以下、「登録者証」）を交付する。

- 2 登録者証には、登録番号、交付年月日、有効期限および登録を受けた者の氏名、生年月日を記載するとともに、登録を受けた者の顔写真を貼付する。

(登録者証の提示)

第8条 生活経営士®は、消費者の住生活に関する相談に対応する際には、登録者証を携帯し、当該相談者から請求があった時はこれを提示しなければならない。

(ホームページ上の掲示)

第9条 当協議会は、生活経営士®からの同意を得た上で、当該本人の氏名等を当協議会が運営するホームページ上に掲示することができる。

(登録内容の異動)

第10条 生活経営士®は、当協議会に届け出た登録内容に異動が生じた時は、別に定める様式にて直ちに当協議会に届け出なければならない。

- 2 生活経営士®は、登録者証の記載事項の内容に異動が生じた時、または登録者証に盗難、紛失、毀損等の事実が生じた時は、直ちに当協議会に届け出なければならない。
- 3 当協議会は、前項に規定する届出を受理した時は、当該届出内容を審査し、適当と判断した時は登録者証を再交付する。

(登録の更新)

第11条 登録を更新しようとする生活経営士®は、別に定める日までに登録の更新を申請しなければならない。

- 2 前項の申請にあたっては、生活経営士®は、当協議会が実施または認定する研修（以下、「更新研修」）を受講しなければならない。
- 3 第2条第2項から前条までの規定（第5条を除く）は、登録の更新について準用する。

(登録の失効)

第12条 生活経営士®が次の各号のいずれかに該当した時は、登録は失効する。

- (1) 登録期限に達した時（前条に規定する登録の更新が行なわれなかった場合に限る）、または登録の取り止めの申し出があった時
  - (2) 第2条第2項に規定する事由に該当した時
  - (3) 死亡した時
- 2 当協議会は、生活経営士®が前項の規定に該当した時は、直ちに当該生活経営士®に対し、登録者証の返却を求めるとともに、第9条に規定する掲示がある時はこれを削除する。
  - 3 第1項の規定に該当する生活経営士®は、直ちに登録者証を当協議会に返却しな

なければならない。

(登録の取り消し)

第13条 当協議会は、生活経営士®が次の各号のいずれかに該当した時は、その登録を取り消さなければならない。

- (1) 虚偽または不正の事実にもとづいて登録を受けた時
- (2) 法令等に違反したことにより告発され、あるいは逮捕された時
- (3) 本規程その他生活経営士®として遵守すべき法令・規範等に著しく違反する行為をした時
- (4) 生活経営士®の信用を失墜させる行為をした時

2 前条第2項および第3項は、登録が取り消された生活経営士®について準用する。

(損害賠償)

第14条 生活経営士®が行なった消費者の住生活に関する相談対応により、生活経営士®の信用を失墜させるとともに当協議会に対し損害を与えた時は、当該生活経営士®はその損害を賠償しなければならない。また、生活経営士®であった者が生活経営士®と名乗り、当協議会に対し損害を与えた時も同様とする。

(改正規定の適用)

第15条 本規程に改正がある時は、改正後の規定の適用を受けるものとする。

附 則

1. この生活経営士®登録規程は、平成31年4月1日から施行する。
2. この生活経営士®登録規程に定めのない事項については、すべて関係法令の定めるところによる。